

付議案第37号

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和3年6月9日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務専念義務の免除に係る規定について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和47年福岡市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

第2条中第23号を第25号とし、第22号の次に次の2号を加える。

- (23) 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に規定する予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき（教育委員会が定める期間又は時間）。
- (24) 新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療

養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき（教育委員会が定める期間又は時間）。

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和47年4月1日教育委員会訓令第5号） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p><u>(23)</u> 前各号に定めるもののほか、本市の業務に寄与する行事又は公益性が大である行事に参加する場合のうち特に教育委員会が認める場合</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p><u>(23) 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に規定する予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき（教育委員会が定める期間又は時間）。</u></p> <p><u>(24) 新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき（教育委員会が定める期間又は時間）。</u></p> <p><u>(25)</u> 前各号に定めるもののほか、本市の業務に寄与する行事又は公益性が大である行事に参加する場合のうち特に教育委員会が認める場合</p>

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

新型コロナウイルスワクチン接種に関し、接種しやすい環境の整備を図る観点から、単純な労務に雇用される職員の職務専念義務の免除に係る規定について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種のための職務専念義務の免除

職員が予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に規定する予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき、当該職員の職務専念義務を免除できることとするもの。

① 期間

教育委員会が定める期間又は時間

② 給与

有給

(2) 新型コロナウイルスワクチンの接種により副反応が生じた場合の職務専念義務の免除

職員が新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるときに、当該職員の職務専念義務を免除できることとするもの。

① 期間

教育委員会が定める期間又は時間

② 給与

有給

3 施行期日

公布の日